

発表論題(和文)	環境負債をめぐる最近の動き
発表者氏名・所属(和文)	鈴木道彦 環境経営学会 環境負債研究委員会委員長
発表論題(英文)	Recent Movement about Environmental Liability
発表者氏名・所属(英文)	Michihiko Suzuki / Sustainable Management Forum of Japan Chairman of Environmental Liability Research Committee
キーワード(4語)	環境負債、環境債務、環境会計、土壌汚染
発表要旨本文	
<p>I. 資産除去債務会計を取り巻く最近の動き</p> <p>日本では企業会計基準委員会が公表した「資産除去債務に関する会計基準」が2010年度(2011年3月期決算)から導入され、環境の分野における資産除去費用を債務として認識するための会計基準が始まった。既に企業・団体で実施される予定の環境修復に関する経費、あるいは資産の減損処理などの準備が進んでおり、決算報告書に情報が公表され始めている。</p> <p>そして2015～2016年度に国際会計基準(I F R S)の適用の義務化が予想されている。</p> <p>II. 環境に関する主な法律の改正等</p> <p>1、土壌汚染浄化</p> <p>2003年2月15日施行の基本法に対して、2010年4月1日施行の「土壌汚染対策法」改正によると、一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更が土壌汚染対策法の対象となる。また鉱山関連の土地にも2006年3月31日付け「鉱山保安法施行規則」が改正され、土壌汚染対策法の規準が適用されることになった。</p> <p>2、石綿(アスベスト)対策</p> <p>「労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則」の改正により、2006年9月1日から石綿及びその石綿を、従来は1%(重量比)を超えてであったが、よりきびしく0.1%を超えて含有する製品の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止された。また宅地建物引取業法施行規則改正により2006年4月24日から住宅等の賃貸・販売に際して不動産業者に義務付けられている「重要事項説明」の対象に石綿調査、耐震診断に関する項目が追加された。</p> <p>3、P C B</p> <p>微量P C B(0.5mg/kg以上含有)についてもP C B同様に適正に処理無害化することを2009年11月10日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)施行規則の一部を改正する省令等」が公布された。</p>	

### Ⅲ、企業の動き

#### 1、電力各社

原子力発電所の解体やアスベストの解体などで、電力9社が2011年3月期に計上する特別損失は、合計で1,500億円程度に。

電力各社では2009年3月期までに購入したCO<sub>2</sub>排出枠償却のために、北海道電力を除き、前期は合計1,001億円計上した。

#### 2、金属鉱山各社

住友金属鉱山は将来の閉山に伴い、鉱山保安法安全基準に伴う費用を11年3月期に計上する予定。日鉄鉱業は2009年3月期に同様に鉱山を開いたときから過年度分のみ処理額24億円を、また国内外の鉱業所、砕石所の将来の撤去費用として約30億円を計上した。

#### 3、その他企業

環境関連の引当金額の上位10社、新日本石油（廃鉱費用）24,650百万円、国際石油開発帝石（廃鉱費用）14,192百万円、古河電気工業（環境対策）13,652百万円、三菱マテリアル（環境対策）12,564百万円、三井化学（環境対策）11,948百万円、西日本旅客鉄道（環境安全対策）10,193百万円、NEC（リサイクル費用）6,790百万円、日本板硝子（環境対策）6,531百万円、富士通（リサイクル費用）5,726百万円、石油資源開発（廃鉱費用）5,725百万円

### 参考文献

- ・「改良土壌汚染対策法」環境省、2010年4月1日施行
- ・「企業会計基準第18号、資産除去債務に関する会計基準」企業会計基準委員会2008年3月31日
- ・「微量PCB汚染廃電気機器等にかかるガイドライン-焼却処理編-」環境省、2009年11月
- ・「変わる会計、変える経営2」、日本経済新聞、2010.3.25
- ・「環境対策、損失3000億円」、日本経済新聞、2010.4.4
- ・「企業の「環境負債」6割増」、日本経済新聞、2009.8.7
- ・「排出量取引、本格化の兆し、日本経済新聞、会計処理に関心高まる」、2009.8.15

発表者プロフィール（共同発表者を含め400字以内）

「サステイナブル経営格付/診断の活用による企業経営の進化（5）環境分野」 掲載